

食安輸発0216第1号
平成27年2月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(アルゼンチン産チアシードのピリミホスメチル及びカナダ産いんげん豆のグリホサート)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号(最終改正:平成27年2月5日付け食安輸発0205第1号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、アルゼンチン産生鮮チアシードにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、下記の残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加します。

また、これまでの検査実績を踏まえ、同通知の別表第2から、カナダ産いんげん豆のグリホサートの項を削除するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成27年2月16日	アルゼンチン	チアシード及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ピリミホスメチル)	NATURYA LIMITED(英国)